

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日、その翌日)

目次

◇規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

◇人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
職員職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

◇県議会規則 鳥取県議会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

規則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年五月三十一日

鳥取県知事 平林 鴻三

鳥取県規則第三十一号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「^{ろうあ}盲啞児施設(第六十一条―第六十三条)」を「^{ろうあ}盲ろうあ児施設(第六十一条―第六十三条)」に、「第四款 削除(第一百五十六条の八―第五十六条の十)」を「第四款 港湾事務所(第一百五十六条の八―第一百五十六条の十)」に改める。

第六条第一項の表中

耕地課

企画調査室・管理係・指導係・換地係・水利防災係・ほ場整備係・農道係

を 耕地課

管理係・指導係・換地係・企画係・水利防災係・ほ場整備係・農道係・総合整備室

に、 道路課

路政係・企画調査係・補修係・改良係・舗装係・橋梁係・市町村道係

を 道路課

路政係・企画係・橋梁係

面調査係・維持係・改良係・舗装・市町村道係・高速国道対策室

に、

河川課 水政係・管理係・河川
港湾課 管理係・港湾係・建設

改良係・防災係

を

河川課 水政係・管理係・改良係・防災係
港湾課 管理係・港湾係・空港整備室

に改

係・空港整備室

め、同条第二項中「企画調査室に企画係」を「総合整備室に総合整備係」に改める。

第十二条耕地課の項第三号を次のように改める。

三 土地改良区に関すること。

第十三条港湾課の項第六号中「空港」の下に「及び港湾事務所」を加える。

第四章第三節第十一款の款名を次のように改める。

第十一款 盲ろうあ児施設

第六十一条中「盲聾啞児施設」を「盲ろうあ児施設」に改め、同条の表

中

鳥取市	を	岩美郡国府町
-----	---	--------

に改める。

第六十二条中「盲聾啞児施設」を「盲ろうあ児施設」に、「聾啞児」を「ろうあ児」に改める。

第六十三条中「盲聾啞児施設」を「盲ろうあ児施設」に、「聾啞部」を「ろうあ部」に改める。

第七十九条の表鳥取県立中央病院の項中

神経科	を	神経科
-----	---	-----

に改める。

精神科	
神経内科	

第二百二十三条第一項中「草地飼料科及び分場」を「及び草地飼料科」に改め、同条第二項を削る。

第一百五十六条第一項の表鳥取県倉吉土木出張所の項中

工務第二課

河港係・砂防係

を

工務第二課	河港係・砂防係
下水道課	

に改める。

第一百五十六条第二項工務第一課の項第一号中「都市計画事業」の下に「（下水道に関する事業を除く。）」を加え、同項工務第二課の項の次に下水道課の項として次のように加える。

下水道課

- 一 流域下水道事業に係る工事の調査設計に関すること。
- 二 流域下水道事業の施行及び流域下水道施設の管理に関すること。
- 三 流域関連公共下水道事業の指導に関すること。

第四章第六節第四款を次のように改める。

(設置)

第一百五十六条の八 港湾事務所を次のとおり置く。

名 称	位 置
鳥取県鳥取港湾事務所	鳥取市

(分掌事務)

第一百五十六条の九 港湾事務所は、鳥取港及び田後港に係る次の各号に掲げる事務を分掌する。

- 一 工事の調査設計に関すること。

二 工事の施行及び監督に関すること。
第百五十六条の十 削除

附 則

この規則は、昭和五十三年六月一日から施行する。ただし、第四章第三節第十一款の款名の改正規定及び第六十一条から第六十三条までの改正規定は、同年八月二十一日から施行する。

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年五月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十八号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中、「分場長」を削る。

附 則

この規則は、昭和五十三年六月一日から施行する。

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年五月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十九号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の本庁の項二等級の欄中「専門技術員室」の下に、「総合整備室」を加え、同表の知事の事務部局の地方機関の衛生研究所の項、工業試験場の項及び農業試験場の項中

課長
課長補佐

に改め、同表の知事の事務部局の地方機関

の土木出張所の項二等級の欄中「鳥取土木出張所の建築課長を除く。」を削り、同項三等級の欄中「鳥取土木出張所の建築課長」を削り、同項四等級の欄中「鳥取土木出張所の建築課の課長補佐」を削り、同表の知事の事務部局の地方機関の項中

賀祥ダム建設事務所

所長

係長

係長

鳥取港湾事務所

賀祥ダム建設事務所

所長

所長

を

次長

次長

係長

係長

改める。

別表第一の議世事務局の項中

事務局局長

を

事務

局長

次長

に改める。

附則

この規則は、昭和五十三年六月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年五月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の本庁の項中 専門技術員室長

専門技術員室長

総合整備室長

に改め、同表の知事の事務部局の地方機関の保健

所の項中

所長（人事委員会が承認したものに限る。）

一種

を

所長（人事委員会が承認したものに限る。）

一種又は二種 に改め、同表の知事の事務部局の地方機関の土木出張

所の項中

課長（鳥取土木出張所の建築課長を除く。）

を

課長

に改

め、同表の知事の事務部局の地方機関の項中

都市開発事務所

所長

次長

三 種	二 種

に改める。

を

都市開発事務所	所長
鳥取港湾事務所	所長
	次長

三 種	三 種	二 種
-----	-----	-----

別表の議会事務局の項中

事務局長	一 種
------	-----

を

事務局長	一 種
次長	二 種

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十三年六月一日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年五月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十一号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

公 署	所 在 地	級別区分
野菜試験場西伯分場日南試験地	日野郡日南町阿毘縁 一二一四の一番地	一 級
黒坂警察署日南町印賀警察官駐在所	日野郡日南町印賀 一二一三番地の三	一 級

附 則

この規則は、昭和五十三年六月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年五月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十二号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の知事の事務部局の項中

指導、監督、 の移転、賠償、 用自動車の運転	人事委員会が 別に定める区 域
------------------------------	-----------------------

を

都市開発 事務所	調査、設計、工事の施行、 用地等の取得、地上物件 補償、換地、登記又は公
鳥取港湾 事務所	調査、設計、工事の施 用、換地、登記又は 自動車

に改める。

行、指導、監督、 件の移転、賠償、 公用自動車の運転	人事委員会が 別に定める区 域
行、監督又は公用	鳥取市及び岩 美郡の区域

別表第五の第三のロ中「車賃」を「航空賃及び車賃」に改め、同表の第三のハ中「宿泊料」の下に「支度料」を、「及び宿泊料」の下に「条
例に定める支度料」を加える。

附 則

- この規則は、昭和五十三年六月一日から施行する。
- 改正後の職員の旅費に関する条例施行規則別表第五の規定は、昭和五十三年六月一日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年五月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第二十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表の議会の事務局の項中「局長」を「局長 次長」に改め、同表の知事の事務部局の畜産試験場の項中「分場長」を削り、同表の知事の事務部

局の項中

都市開発事務所 所長 次長 総務課長

を

都市開発事
鳥取港湾事

務所 所長 次長 総務課長

務所 所長

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十三年六月一日から施行する。

県 議 会 規 則

鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年五月三十一日

鳥取県議会議長 浜 崎 芳 宏

鳥取県議会議事事務局規則第一号

鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県議会議事事務局の組織等に関する規則（昭和四十三年十一月鳥取県議会議事規則第一号）の一部を次のように改正する。

「事務局長」を
次 長」に改める。

第五条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「たすけ」を「助け」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 次長は、事務局長を助け、局務に従事し、局長に事故がある場合は、その職務を代行する。

附 則

この規則は、昭和五十三年六月一日から施行する。